

令和 5 年度 1 月補正予算（専決処分）の概要

物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を一刻も早く支援するため、これまで低所得世帯への給付対象となっていなかった、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金等の支給に必要な補正予算について、令和 6 年 1 月 22 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正番号)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第7号)	37,665,482	310,860	37,976,342

2 補正予算の内容

低所得者支援給付金の支給【国庫補助】

310,860 千円

[健康福祉部 福祉課]

物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に給付金を 1 世帯あたり 10 万円支給することに加え、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の 18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円を支給します。

(1) 住民税均等割のみ課税世帯への給付

令和 5 年度住民税非課税世帯以外の世帯であって、均等割のみ課税世帯に対し、1 世帯あたり 10 万円を支給。

(2) 低所得者の子育て世帯への加算

令和 5 年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯の 18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円を支給。